

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～保険料率の見直しについて～

### 保険料率の変更について

#### ① 平成 24・25 年度の保険料率

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなります。平成 24・25 年度の新しい保険料率は、右表のとおりです。

均等割 (被保険者が等しく負担)	平成 22・23 年度 年額 44,192 円	⇒	平成 24・25 年度 年額 47,709 円
	所得割 (被保険者の所得に応じて負担)		平成 22・23 年度 10.28%
賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成 22・23 年度 50 万円	⇒	平成 24・25 年度 55 万円

#### ② 保険料の計算方法 (平成 24 年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 47,709 円 (一人当たりの額)	+	所得割 (平成 23 年中の所得 - 33 万円) × 10.61% (被保険者本人の所得に応じた額)	=	1 年間の保険料 (百円未満切り捨て)
---------------------------	---	---	---	------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※平成 24 年度の保険料額は、6 月に個別にお知らせします。

### 保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。(軽減の内容は、平成 23 年度までと変更ありません)

#### ① 均等割の軽減 (世帯の所得に応じて、4 段階の軽減があります。)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	⇒	平成 24 年度	前年度比
33 万円かつ被保険者全員が所得 0 円 (年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下)	9 割軽減	⇒	4,770 円	約 300 円増
33 万円	8.5 割軽減	⇒	7,156 円	約 500 円増
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯は該当しません。	5 割軽減	⇒	23,854 円	約 1,800 円増
33 万円 + (35 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減	⇒	38,167 円	約 2,800 円増

※軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

#### ② 所得割の軽減 (被保険者個人の所得で判定します。)

所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方は、5 割軽減されます。

#### ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度の加入時に被用者保険 (主にサラリーマンの方が加入している健康保険) の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が 9 割軽減されます。

### 年間保険料額の例について

#### ① 単身世帯 (世帯主) の場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	平成 24 年度	前年比
80 万円	9 割	—	4,700 円	300 円増
153 万円	8.5 割	—	7,100 円	500 円増
168 万円	8.5 割	5 割	15,100 円	800 円増
180 万円	2 割	5 割	52,400 円	3,200 円増
211 万円	—	5 割	78,400 円	4,400 円増
250 万円	—	—	150,600 円	6,700 円増

#### ② 夫婦 2 人世帯 (共に被保険者) で、妻の年金収入が 80 万円以下の場合

年金収入	区分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成 24 年度	前年比
80 万円	夫	9 割	—	4,700 円	300 円増
	妻	9 割	—	4,700 円	300 円増
153 万円	夫	8.5 割	—	7,100 円	500 円増
	妻	8.5 割	—	7,100 円	500 円増
168 万円	夫	8.5 割	5 割	15,100 円	800 円増
	妻	8.5 割	—	7,100 円	500 円増
180 万円	夫	5 割	5 割	38,100 円	2,200 円増
	妻	5 割	—	23,800 円	1,800 円増
211 万円	夫	2 割	5 割	68,900 円	3,800 円増
	妻	2 割	—	38,100 円	2,800 円増
250 万円	夫	—	—	150,600 円	6,700 円増
	妻	—	—	47,700 円	3,600 円増